

令和 8 年 2 月 19 日

お客さま各位

東京厚生信用組合

手形・小切手の全面的な廃止に向けた取組みについて

平素は、東京厚生信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当組合では、「手形・小切手の全面的な廃止」に向けた取組みの一環として、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、デジタルサービス(こうしんビジネスネットバンキング)への切替えをご検討ください。

記

1. 手形・小切手を振り出されるお客さま

手形・小切手の振出期限の設定

[振出期限：令和 8 年(2026 年)9 月 30 日(水)]

令和 8 年(2026 年)10 月 1 日以降は手形・小切手は振出(発行)を行わないで下さい。

※10 月 1 日以降、手形・小切手を受け取った方が取引銀行で入金出来ない場合があります。

※手形帳・小切手帳の新規発行は令和 7 年(2025 年)9 月 30 日をもって終了しております。

なお、未使用分の手形・小切手の買い戻しは行いません。

2. 手形・小切手をお受け取りのお客さま

他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の終了

[受付終了日：令和 8 年(2026 年)9 月 30 日(水)]

令和 8 年(2026 年)10 月 1 日以降、支払地が他行の手形・小切手は預金口座へのご入金ができません。

※ご入金先の口座は、普通預金のみではなく、当座勘定、定期性預金等各種預金を含みます。

以上